


## 特定健診・特定保健指導に関する入力代行サービスの契約書

社団法人千葉県医師会（以下「甲」という）と株式会社 EST corporation（以下「乙」という）は、特定健康診査・特定保健指導に関する入力代行サービスの契約を次の通り締結する。

### 第1条（目的）



本契約は、甲が各医療機関から請け負った特定健康診査・特定保健指導の結果を、乙が支払代行機関や保険者等に提出するための電子化フォーマット（もしくは、甲の定めるフォーマット）に入力代行を行うことで、甲の事業の円滑を計り、各種サービスの向上を目的としている。また、甲乙双方の事業成長と医療の発展を目的とする。

### 第2条（業務内容と納品期限）

乙は甲に対して以下の内容の業務を行うものとする。

1. 甲から提出される各医療機関からの特定健康診査・特定保健指導の結果ならびに受診者情報を、支払代行機関や保険者等に提出するためのフォーマットへと入力を行う代行業務の請負。
2. 上記1で入力を行った情報を電子化メディアに出力・提出を行う業務。
3. 乙が甲から請け負った業務の期限については、甲乙双方の協議の上、決定を行い決められた期限内に甲が乙に提出するものとする。
4. これら上記業務に対する各個人情報セキュリティ及び管理業務。
5. その他協議の上、取り決める上記に付随する業務。

### 第3条（費用及び支払い方法）

甲は乙に対し、以下の通りの費用を支払うものとする。

1. 特定健康診査代行入力サービスの費用として、甲から委託された受診者1名様分を金200円（税込210円）とし、毎月の入力代行数（委託された受診者数）に上記の金200円（税込210円）を乗じた金額を請求するものとする。
2. 特定保健指導代行入力サービスの費用として、甲から委託された保健指導記録入力・電子化代行費用を動機付け支援の場合1回分を金240円（税込252円）、積極的支援の場合1回分を金280円（税込294円）とし、毎月の入力代行数（委託された件数）に上記の金240円（税込252円）又は金280円（税込294円）を乗じた金額を請求するものとする。
3. 上記1. 2の請求金額における毎月の受診者数の計算方法については、基本的に毎月1度甲より乙に受け渡される受診者数を当月分として計算するものとする。また、計算方法の指標となる日には甲乙双方の協議の上、決定するものとする。



4. 上記1における費用の支払いは、乙が甲にデータ提出後、数か月請求をまとめたものを、乙が甲の請け負った各医療機関に対し請求を行い、請求を行った月の支払指定期限までに甲の請け負った各医療機関は乙に支払うものとする。

#### 第4条（業務の提供停止）

甲の請け負った各医療機関が第3条に記載した費用の支払いを4ヶ月以上滞納した場合には、乙は滞納費用の全額が支払われるまで、滞納を行っている医療機関に対し業務の停止をすることができるものとする。

#### 第5条（保証）

乙は甲に対し以下のとおり保証するものとする。

1. 第11条に記載しているとおりに、個人情報のセキュリティ対策において、乙は確実かつ慎重な体制で業務に取り組むものとする。乙の帰責事由により、甲から受け取りを行った個人情報のデータを漏洩した場合、乙が甲の損害に対する賠償を行うものとする。
2. 乙の帰責事由により、乙の運営するサーバーまたはシステムに支障が生じ、甲にサービスを提供することが不可能となった場合、乙は速やかに対応措置をとるものとする。
3. その他、乙に帰責事由がなく乙が甲にサービスの提供ができなくなった場合、または何らかの支障が起きた場合、甲乙間で対応策を講ずるものとする。

#### 第6条（契約期間）

本契約は、契約締結日より1年間有効とする。ただし、期間満了の60日前までに当事者のいずれかにより書面での解約の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同じとする。

また、契約期間内においても甲は60日前までに書面による解約の意思表示を行えば本契約を解約できるものとする。

#### 第7条（契約の譲渡）

甲乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または継承せしめてはならないものとする。

#### 第8条（損害賠償）

1. 甲乙は、本契約の各条項に違反したために相手方に損害を与えた場合には、甲乙協議の上、相手方が被った損害を賠償するものとする。
2. 甲乙は、本契約終了後においても前項に定める損害賠償責任を免れることはできないものとする。

第9条（契約の解除）

甲乙は、相手方が本契約の各条文のいずれかに違反し、30日の期間を定めた是正催告にも関わらず、これを是正しない場合には、催告期間の終了とともに本契約を解除できるものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈もしくは履行により疑義を生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

第11条（情報の漏洩について）

甲乙は、契約期間はもちろんのこと契約終了後において、本契約に基づき知り得た情報を相手方の承諾なしに開示または漏洩しないものとする。また取り扱う個人情報については個人情報保護に関する法律を遵守しなければならないものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約による生ずる権利義務に関するすべての紛争については、乙の本社が所在する地方裁判所をもって合意管轄裁判とする。


本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 22年 4月 /日

甲：

印

千葉市中央区千葉港7-1  
社団法人 千葉県医師会  
会長 藤森宗徳



乙：東京都中央区銀座1丁目15-7 MAC 銀座ビル3F  
株式会社 EST corporation  
代表取締役社長 清水 史浩



印



# 機密保持義務契約書 (NDA)

社団法人千葉県医師会 (以下「甲」という) と 株式会社 EST corporation (以下「乙」という) は、甲が乙に資料及び情報を提供することに際し、機密保持について、以下の通り機密保持義務契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

## 第1条 (定義)

本契約でいう情報とは、文書、口頭その他の如何を問わず、甲が乙に対し開示した全ての情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 本契約締結前既に乙が所有していたもの
- (2) 本契約の締結前及び締結後乙の責によらずして公知となったもの
- (3) 乙が正当な権限を有する第三者より機密保持の義務なく入手したもの
- (4) 甲が特に機密保持の必要がないと認めたもの
- (5) 開示を受けた情報に依存することなく乙が独自に開発又は取得した情報

## 第2条 (機密保持)

1. 乙は、前条に規定する情報について厳に秘密を保持し、甲の文書による事前の同意なくして第三者にこれを漏洩し、又は開示してはならない。
2. 乙は、本件の評価及び検討のため、弁護士その他専門家に対して前条件の情報を開示することができる。但し、事前にその旨を甲に通知するものとする。
3. 乙は、法令規則により政府機関、証券取引所その他の公的機関に対して前条の情報を開示することが要求される場合には、当該開示を行うことが出来る。但し、開示を要求された当事者は、事前に甲にその旨を通知し、かつ情報の機密が保持されるよう最善の努力をするものとする。
4. 乙は取締役会、監査役、役員、従業員及び乙が同意した第三者に対して、この契約内容を遵守されることについて一切の責任を負うものとする。

## 第3条 (機密情報の帰属)

1. 甲が乙に対し開示したすべての機密情報に関する権利は甲に帰属するものとする。
2. 本契約において明示的に定められている権利または義務をのぞき、本契約は甲及び乙に対し、黙示的な権利、義務を生じさせるものではない。甲は乙に対する機密情報の開示により、乙が現在所有、管理、保有している、又は甲が将来取得する特許、営業機密、商標、著作権、技術の使用に関する権利、その他いかなる知的財産権に基づく権利も、直接的であると問わず、間接的であると問わず、乙に許諾するものではない。

#### 第4条（複写・複製の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、甲から預託されたすべての機密情報を複写、複製してはならない。但し、本業務遂行上行う複写、複製についてはこの限りではない。

#### 第5条（返却等）

1. 乙は本業務が終了したときは、甲の指示に従い預託されたすべての機密情報を返却または破棄しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときはこれに従うこと。
2. 乙は甲の指示により預託されたすべての機密情報を破棄するときは情報が判別できないよう必要な処置を施した上で破棄しなければならない。

#### 第6条（有効期限）

1. 本契約は、本契約書調印日から効力を生ずるものとし、本件に関して最後に情報の授受を行った日から2年間経過する日までをその有効期間とする。
2. 前項の定めにかかわらず、第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条の定めは、本契約終了後もなお効力有するものとする。

#### 第7条（契約違反）

情報受領者が本契約に違反した場合には、情報提供者はその違反行為の差止め及び原状回復を要求することができるとともに、損害賠償の請求をすることができる。

#### 第8条（規定外事項）

本契約書に規定されていない事項、又は記載事項に疑義が生じた際には、甲乙別途協議の上決定する。

#### 第9条（裁判管轄）

本契約に関する紛争について、訴訟の必要が生じた際には、その訴額に応じて東京都簡易裁判所又は東京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 22年 4月 1日

甲：

千葉市中央区千葉港7-1  
社団法人 千葉県医師会  
会長 藤森 宗徳



乙：東京都中央区銀座1丁目 15-7 MAC 銀座ビル3F  
株式会社 EST corporation  
代表取締役社長 清水 史浩

